(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田一三八番二から同町赤沼字井戸尻一三一番一八まで	前	一一・二六～三二・三三メートル	〇〇・二九〇キロメートル
	後	一一・二六～三二・三三メートル	〇〇・二九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百十五号　宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田一三八番二から同町赤沼字井戸尻一三一番一八まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十六日

〇東北地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市茅原町二八番一二から同市茅原町二八番一一まで	前	一六・二〇～一八・〇〇メートル	〇〇・〇二二キロメートル
	後	一六・二〇～一八・六〇メートル	〇〇・〇二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百十二号　鶴岡市茅原町二八番一二から同市茅原町二八番一一まで　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十六日

〇中部地方整備局告示第百三十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

中部地方整備局長　1

二　株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	川島幸美津、柘植　藤和、森田　裕三、栗田　勝広、石原　銀治、西垣　洋一
変更後	佐野　嘉信、廣瀬　正輝、可児　公明、日置　隆宏、野津　博和、渡邉　正二、高井　賢治

(2) 変更年月日　平成二十五年五月二十七日

〇近畿地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二九八番まで	前	ＢＡ　一五・〇〇～一九・五〇メートル	二七・一三二キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一五・〇〇～一九・五〇メートル 五六・〇〇～一九二・〇〇メートル	二七・一三二キロメートル 二九・五八八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局大阪国道事務所

〇近畿地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　枚方市長尾台三丁目四六一七番七八二から門真市大字三ツ島三丁目一八九六番八まで　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十六日

〇九州地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市津福本町字沼尻五六九番一から同市津福本町字小島四六五番五まで	前	三五・〇〇～八二・〇〇メートル	〇〇・四〇六キロメートル
	後	二六・〇〇～三五・五〇メートル	〇〇・四〇六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所